

八幡浜市立図書館資料選定基準(2015.7改訂版)

1 趣旨

この選定基準は、「八幡浜市立図書館条例第2条(1)(図書館資料の収集、整理、及び保存)に基づき、資料の選定に関して必要な事項を定めるものである。

2 選定の基本

- (1) 運営方針及び各年度における重点目標に基づき、これらの達成に必要な資料を選定する。
- (2) 各年度の資料購入予算を考慮し、適正な選定を行う。

3 図書の選定基準

(1) 選定に当たっての基本的事項

- (ア) 網羅的に収集する分野以外は、蔵書構成のバランスにも留意し、特定の分野のみを突出して選定しないよう努めるものとする。
- (イ) すべての分野にわたって、入門書、解説書から専門書までを選定する。専門書は学術的なものばかりでなく実務的なものも選定し、高度な専門書については必要なもの以外は県立図書館等に委ねる。
- (ウ) 意見の分かれる分野では、主要なものを中心に、多様な意見を収集する。
- (エ) 制度の改廃、新しい技術、新しいテーマ、流行など社会の変化や時代の進展に留意する。
- (オ) 新書、ブックレット、文庫等は、利用が多い資料の複本や単行本として刊行されていないもの及び類書のないものを選定する。
- (カ) 類書の少ない資料は積極的に選定し、多数あるものは精選する。
- (キ) オンデマンドなど新形態で提供されるものは、市立図書館の蔵書として必要性の高いものを選定する。
- (ク) 外国語資料は、利用者にとって必要と思われる言語を中心に選定する。
- (ケ) 古書、復刻版、影印本等は、市立図書館の蔵書として必要性の高いものを精選する。
- (コ) 加除式資料は、資料としての必要性、利用度の高いものを厳選し、更新する。

(2) 選定しない資料

- (ア) 明らかに不健全または低俗な図書で、市立図書館の蔵書としてふさわしくないもの
- (イ) 極めて特殊な分野で、個人的主張が著しく一般の理論等と隔たりのある内容のもの
- (ウ) 主に専門家や研究者が利用するような、高度な研究書、学術書
- (エ) 特定の宗教及び政党並びに企業等の宣伝傾向が著しいもの
- (オ) 個人が専有し利用することを目的とする資料(例:学習参考書、資格取得に関する問題集、レッスン用の楽譜、ゲーム攻略本など)
- (カ) 1回又は数回の使用で、その利用価値が著しく損なわれる資料(例:書き込みや切り取りなどを主目的とする資料や、こわれやすい資料など)

(キ) その他、市立図書館の蔵書として永く保存する価値がないと判断される内容のもの

(3) 各分野における留意事項

(ア) 総記(図書館、図書、百科事典、一般論文集、逐次刊行物、団体、ジャーナリズム、叢書)

- ① 百科事典や年鑑などの参考図書は、常に最新の情報・データを提供できるように留意して選定する。
- ② 情報科学の分野は技術革新が著しく社会的影響も大きいため、基本的な技術書を選定し、個々のソフトの使用方法を取り扱うものは精選する。
- ③ 図書館や書誌学は、図書館運営にも活用できるものを選定する。
- ④ 雑著は、最近の話題を反映しているものを精選する。
- ⑤ 叢書・全集は、編集方針等に留意し精選する。

(イ) 哲学(哲学、心理学、倫理学、宗教)

- ① 哲学書は、主要な哲学者の著作及び哲学に関するものを体系的に選定する。
- ② 宗教書は、世界の代表的な宗教の経典、解説書、研究書等を選定し、特定の宗教団体の宣伝的な内容のものは選定しない。
- ③ 超心理学、心霊研究、占いに関する図書は、全般的に解説及び研究されたものを選定し、個別の著作物は厳選する。
- ④ 人生論に関する図書は、精選する。

(ウ) 歴史(歴史、伝記、地理)

- ① 歴史は、解説書、研究書、史料を中心に、多くの歴史観・学説に立つものを選定する。
- ② 伝記は、被伝者について記述の信頼性の高いものを、特定の人物に偏らないように選定する。
- ③ 地誌は、各国にわたり選定する。
- ④ 旅行ガイドブックは、基本的なシリーズを精選し、これを適宜更新する。
- ⑤ 地図は、日本及び世界を網羅する基本的なものを選定し、これを適宜更新する。一枚ものの地図は精選する。
- ⑥ ガイド地図及び住宅地図は、日本の大都市圏、四国及び瀬戸内海地域で精選し、これを適宜更新する。

(エ) 社会科学(政治、法律、経済、統計、社会、教育、風俗習慣、国防)

- ① 様々な学説や主張を把握できるよう、多様な観点から資料を幅広く選定する。
- ② 各分野の基本書を体系的に選定する。
- ③ 政治や経済等に関する図書は、日本及び各国の情勢を概観できるものを選定する。
- ④ その時代の社会現象を反映する資料を選定する。ただし、時事問題や社会現象をスクープ的に扱うもの等は、以降の保存に耐えうるものであるかを考慮し、精選する。
- ⑤ 法令及びその解説書は網羅的に選定し、適宜更新する。

- ⑥ 経済に関する図書は、理論、解説書を中心に選定し、ビジネスの実務書や成功法等の類は厳選する。
- ⑦ 教育に関する図書は、基本書・入門書を中心に、関心の高さやさまざまな主張があることを考慮して精選する。また PTA・学校行事についての資料は実用的なものを選定する。
- ⑧ 民俗・伝説は、索引や出典に留意し、選定する。

(オ) 自然科学(数学、理学、医学)

- ① 自然科学は、進歩と変化が著しいため常に新しい情報を提供できるよう資料の更新をはかる。
- ② 各分野とも入門・概説書を中心とし、個別分野の高度な専門書は厳選する。
- ③ 医学・医療に関する分野は、一般教養的な資料から必要な専門書にわたって選定する。医学上定説となっていない治療法や民間療法に関する資料は精選する。

(カ) 技術(工学、工業、家政学)

- ① 八幡浜市の地場工業(ミカン、漁業等)に関するものは積極的に選定する。
- ② 技術・工学は入門書・概説書を中心とし、個別分野の高度な専門書は厳選する。
- ③ 技術又は工業の進歩にあわせて、最新の情報を提供できるよう選定する。
- ④ 家政学・生活科学は、趣味や実用に役立つ資料も幅広く選定する。

(キ) 産業(農林水産業、商業、運輸、通信)

- ① 八幡浜市における基幹的産業である農林水産業に関するものを積極的に選定する。
- ② 各種産業の今日的課題を扱ったものや各分野の最新の情報について記述された資料を選定する。
- ③ 理論、概論、解説書を中心とし、個別分野の高度な専門書は厳選する。
- ④ 家庭園芸、ペットに関する図書は、趣味実用に役立つものを精選する。

(ク) 芸術(芸術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽)

- ① 市民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞・評価・研究と創作・実技等の両面にわたり幅広く選定する。
- ② 美術全集・画集・写真集は、幅広い分野から、評価の定まった作家のものを中心に選定する。ただし、写真集のうち、いわゆるタレント本(スポーツ選手等をタレント的に扱うものを含む)に類するものは選定しない。
- ③ 高額な美術書については、類書及びその必要性を十分考慮する。
- ④ 漫画について学習漫画以外は、マンガ文化に大きく貢献したと思われる作家の作品を限定的に収集する。
- ⑤ タレント・芸能人本は、内容を吟味した上で慎重に収集する。
- ⑥ 個々のスポーツは、ルールや技術書の他、理論、歴史、大会記録書などにも留意して選定する。
- ⑦ 娯楽関係図書は基本的なものを選定し、ゲーム本などは選定しない。

(ケ) 言語

- ① 日本及び各国の言語を対象とし、代表的な辞典類や解説書を中心に選定する。
- ② 外国語会話に関する図書は基本的なものを選定し、広く学習されている言語については、文法や発音、学習法等も収集する。
- ④ 式辞、挨拶、司会、手紙の書き方等は、実用性の高いものを収集する。

(コ) 文学

- ① 豊富な資料を幅広く選定する。
- ② 理論、概論、解説書、作家論等を中心とし、高度な専門書は厳選する。
- ③ 評価の定まった日本文学および外国文学作品は、古典から現代にいたるまで系統的に選定する。また作家についても「全集」を重点的に選定する。
- ④ 定評ある文学賞受賞作品は積極的に選定する。

(2) 参考図書

- ア 利用者の調査研究のために必要な辞典・事典・年鑑・図鑑・白書等の基本図書は、全分野にわたり可能な限り最新のものを選定する。
- イ 参考図書のうち年鑑等の年度版図書は、全分野にわたり継続性を考慮して選定する。
- ウ 個々の分野における高度で専門的なものは、県立図書館、大学図書館等に委ねる。
- エ 個人情報保護の見地から、非公行の住所録は収集しない。

(3) 郷土関係図書

- ア 八幡浜市に関するものは、本規準3(1)ア全般的な留意事項に関わらず、網羅的に選定する。ただし、本規準3(2)において、原則として選定しないとしているものは除外する。
- イ アは、可能なかぎり1冊目保存用(禁帯出)、2冊目貸出用として2冊収集する。(最大3冊)
- ウ 郷土の範囲は八幡浜市全域および歴史的に関連の深い地域とする。
- エ 郷土図書の範囲は次のとおりとする。
- (ア) 郷土について書かれたもの
- (イ) 郷土を舞台とするもの
- (ウ) 郷土で出版されたもの(内容が郷土と無関係の場合を除く)
- オ 郷土出身者または郷土居住者(一時的な居住を除く)が著作したもので、郷土図書に該当しないものは、郷土関係者著作物として重点的に選定する。
- カ 過去に刊行された郷土資料などの収集漏れの補充につとめる。

(4) ヤングアダルト図書

- ア 中高生が職業選択や人生について思索する際に参考となる資料、時代に沿った新鮮な内容の資料を中心に選定する。
- イ さまざまな分野にわたり、入門書等の基本的な図書を中心に選定する。
- ウ 読み継がれたもの、ヤングアダルト世代に推薦したいものだけでなく、ヤングアダルト世代に支

持されているものにも重点を置き、選定する。

エ 学習参考書及び問題集・評価の定まっていない漫画等は選定しない。

(5) 子ども用図書

ア 児童書

(ア) 本基準3(1)ア全般的な留意事項に準じるが、乳幼児から中学生までの発達段階に応じた図書を選定する。

(イ) 子どもの求めに対応できる資料を幅広く選定する。

(ウ) 評価の定まったもので、汚損・破損の著しいものは、これを適宜更新する。

(エ) 漫画は、学習等に役立つもの、入門書となりうる内容のものを精選する。

(オ) 紙芝居は、オリジナル作品及び原作を効果的に翻案した質の高いものを選定する。

イ 児童書に関する研究書

(ア) 児童図書に関する調査研究のための図書を重点的に選定する。

(イ) 子どもの読書活動の普及に関する図書を重点的に選定する。

4 逐次刊行物の選定基準

(1) 新聞

ア 主要な一般全国紙および地元紙を中心に選定する。

イ 業界紙は、各分野における代表的なものを選定する。

ウ 児童用の新聞は、小中学生向けの代表的なものを選定する。

(2) 雑誌

ア 市民の趣向や流行にも留意し、最新の情報源として役立つものを、各分野のバランスを考慮して選定する。

イ 高度の学術誌、極めて専門的な分野の雑誌は、大学図書館等に委ねる。

ウ 各分野は、原則として一誌を選定するが、時事総合誌及び文芸誌は、複数誌を選定する。

エ 同一分野で優劣のつけがたい雑誌は、原則として発行部数の多いもの及び創刊年の古いものを優先する。

オ 雑誌の休廃刊が生じたときには、当該雑誌の分野や金額などを考慮し、各分野のバランスを崩さないよう配慮した上で、代替誌を選定する。

カ 休廃刊を除いた購入誌の変更に関しては5年に1度を目安に検討し、図書館協議会で報告する。

5 視聴覚資料の選定基準

(1) 市民の趣味、レクリエーション、ビジネス、日常生活に役立つ資料を選定するとともに、郷土資料にも留意する。

(2) 視聴覚資料の購入予算が限定されているため、選定は慎重に行う。

(3) 現時点では音声資料はCD、映像資料ではDVDのみを選定するが、今後時代とともに再生メディアが変化した場合は、その時点で改めて対象とするメディアを検討する。

6 電子資料の選定基準

- (1) CD-ROM、インターネット上で提供されるデータベースや電子ジャーナル等、パソコン等の機器整備の不十分な現時点においては、選定の対象外とする。ただし、図書に付属するもの及び寄贈によるものは除く。
- (2) 郷土に関するものは、選定する。
- (3) 電子メディアのみで提供される情報が、調査研究支援及び資料保存の観点から必要となるものは選定する。

7 その他の資料の選定基準

- (1) パンフレット
本基準3(1)に準じ選定する。

8 寄贈等による資料の選定基準

- (1) 寄贈等による資料は、本基準3～7の資料別の基準を適用する。
- (2) 個人蔵書等の寄贈申し出があったときは、次に留意してその授受を検討する。
 - ア 破損・汚損の著しいものは選定しない。
 - イ 時事、技術などで、その情報が既に時代にそぐわないものは選定しない。
- (3) 著作権許諾が私的視聴のみの映像資料は選定しない。

9 寄託による資料の選定基準

寄託による資料の選定基準については「八幡浜市図書館条例施行規則」の定めるところによる。

10 収集資料の選定

- (1) 資料の選定にあたっては、新刊案内、各出版社の目録やパンフレット、新聞・雑誌に掲載される書評等、最新の情報源を活用する。
- (2) 選定は、司書を中心に図書館全体で行い、図書整理係において、類書等の調整、予算上の調整を行う。

11 資料リクエスト

利用者からのリクエストについては、本基準を適用し、次のことに留意して選定する。

- (1) 多数の利用者からのリクエストに対応するため、一利用者からのリクエスト冊数は一度に3冊までとし、リクエストした資料すべての返却が終了後、新たにリクエストできるものとする。
- (2) 特定個人から、特定分野について継続的にリクエストがあるものは、これを厳選する。
- (3) 高額な図書、全集、専門書は、これを精選する。
- (4) 加除式資料、漫画、逐次刊行物、視聴覚資料、電子資料は、リクエストの対象外とする。ただし逐次刊行物の特定号においては相互協力で可能な場合対応する。
- (5) 上記のほか、本基準において対象外とする資料についてのリクエストが生じたときは、他館所蔵状況の紹介、相互協力により対応する。

12 選定基準の改訂

適正な蔵書構築及びその維持のため、本基準に問題があるときはその都度検討し、必要に応じて改訂を行う。

附則

- 1 この選定基準は、平成22年4月1日から施行する。
この選定基準は、平成27年7月1日から施行する。